

令和5年11月29日

島根県総務部人事課

課長 栗原 誠

課長補佐 北尾 真吾

電話番号 0852-22-6125

職員の処分について

このことについて、下記のとおり処分を行ったのでその概要を公表する。

記

1 該当職員及び処分内容

農林水産部（地方機関）で勤務する次の職員

- | | |
|----------------------|--------|
| （１）課長級（２名）、課長補佐級（１名） | 訓告（文書） |
| （２）会計年度任用職員（１名） | 厳重注意 |

2 処分執行日 令和5年11月29日

3 事案の概要

畜産技術センターにおいて、職員の作業手順のミスにより生乳に洗浄水が混入し、そのまま出荷してしまったため、出荷先の事業者において、回収、廃棄を行い、これにかかる費用について県が賠償することとなり、県に損失が発生した。（事案については、令和5年8月18日付公表済み）

4 処分理由

職員の作業ミスにより県に損失が発生したことは、県民の県行政に対する信用を損なう行為であり、信用失墜行為を禁止した地方公務員法（昭和25年法律第261号）第33条の規定に違反するため、処分した。

なお、会計年度任用職員については、正規職員の指示のもと、定型的な業務に従事することを基本としているが、今回の事案においては、作業を行った会計年度任用職員に対して、上司職員から業務に関するリスク等の説明が十分に行われていたとは言えず、当該職員よりも上司職員の責任を重いものとした。